

一般事業主行動計画

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成35年3月31日までの6年間

2. 内容

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための
雇用環境の整備

目標1 妊娠中の女性職員の母性健康管理についての就業規則や育児休業規定
を抜粋し、職員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

制度に関する就業規則等の抜粋したものを、職員に配布する。
該当職員に対して、相談員より説明する。

目標2 出産や子育てによる退職者を再雇用する。

<対策>

退職者に周知する。
対象の退職者が出た場合、退職手続き後に相談員より再度説明する。

就業規則及び育児休業規定の抜粋

とやま自遊館就業規則

第 17 条 6 週間（多胎妊娠の場合は 1 4 週間）以内に出産する予定の女性職員から請求があった場合には、休業させる。

- 2 出産した女性職員は、産後 8 週間は休業させる。ただし、産後 6 週間を経過した女性職員から業務につくことの請求があった場合には、医師が支障がないと認めた業務に就かせることができる。

第 18 条 職員は、センターに申し出て、1 歳に満たない子を養育するために必要があるときは、育児休業をし、または 3 歳に満たない子を養育するために必要があるときは、育児短時間勤務制度の適用を受けることができる。

- 2 育児休業中の職員又は配偶者が育児休業中の職員は、次の事情がある場合に限り、子の 1 歳の誕生日から 1 歳 6 か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、子の 1 歳の誕生日に限るものとする。
 - (1) 保育所に入所を希望しているが入所できない場合
 - (2) 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1 歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合。

第 19 条 1 歳に満たない子を養育する女性職員から請求があったときは、休憩時間のほか 1 日について 2 回、1 回について 30 分の育児時間を与える。

- 2 生理日の就業が著しく困難な女性職員から請求があったときは、必要な期間休暇を与える。

第 35 条 職員に対しては、労働安全衛生法に基づき、雇入れの際及び毎年 1 回（深夜労働に従事する者は 6 か月に 1 回）定期的に健康診断を行う。

- 2 職員は、正当な事由なく前項の健康診断を拒んではならない。ただし、医師または歯科医師の健康診断を受け、その結果を証明する書類を提出した場合は、この限りでない。
- 3 前 2 項の結果必要と認めるときは、就業時間の短縮、配置転換その他健康保持上必要な措置を命ずることがある。
- 4 職員の健康診断に関する職務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

とやま自遊館育児・介護休業に関する規則

第2条 育児休業のために休業することを希望する職員であって、1歳に満たない子（養子、特別養子を含む。以下同じ）と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより育児休業をすることができる。

第3条 育児休業をすることを希望する者は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「休業開始日」という。）の1ヶ月前までに、育児休業申出書（様式1号）を財団に提出することにより申し出るものとする。

第5条 育児休業の期間は、原則として、子が1歳に達するまでを限度として育児休業申出書に記載された期間とする。

2 第1項の規定にかかわらず、財団は、育児・介護休業法の定めるところにより、休業開始予定日を指定することができる。